

土木工事施工管理基準

平成21年10月

山形県農林水産部

土木工事施工管理基準

目 次

	土木工事施工管理基準	1
別表第 1	直接測定による出来形管理	5
1	共通工事	6
2	ほ場整備工事	18
3	農用地造成工事	20
4	農道工事	24
5	水路トンネル工事	34
6	水路工事	38
7	河川及び排水路工事	44
8	管水路工事	48
9	畑かん施設工事	76
1 0	橋梁工事	78
1 1	橋梁下部工事	82
1 2	法面保護工事	88
1 3	暗渠排水工事	94
1 4	フィルダム工事	96
1 5	頭首工工事	100
1 6	海岸河川工事	102
1 7	ため池改修工事	104
1 8	地すべり対策工事	108
1 9	補強土壁工事	112
別表	ア、イ、ウ、エ、オ、カ	114
別表第 2	撮影記録による出来形管理	125
1	共通工事	126
2	ほ場整備工事	128
3	農用地造成工事	130
4	農道工事	130
5	水路トンネル工事	132
6	水路工事	132
7	河川及び排水路工事	132
8	管水路工事	134
9	畑かん施設工事	136
1 0	橋梁工事	136
1 1	橋梁下部工事	136
1 2	法面保護工事	138
1 3	暗渠排水工事	138
1 4	フィルダム工事	138
1 5	頭首工工事	140
1 6	海岸河川工事	140
1 7	ため池改修工事	140
1 8	地すべり対策工事	142

別表第3	品質管理	143
1	コンクリート関係	144
2	土質関係	152
3	石材関係	162
4	アスファルト関係	164
5	コンクリート二次製品及び鋼材関係	170
6	その他の二次製品	174
別表第4	施工管理記録様式	177
	(出来形管理関係)	182
	(コンクリート関係)	193
	(土質関係)	213
	(アスファルト関係)	236
	(品質管理関係)	257
別表第5	施工管理記録様式(ほ場整備編)	265
別表第6	施工管理記録様式(農道整備編)	295
参考資料		301

土木工事施工管理基準

第1 目 的

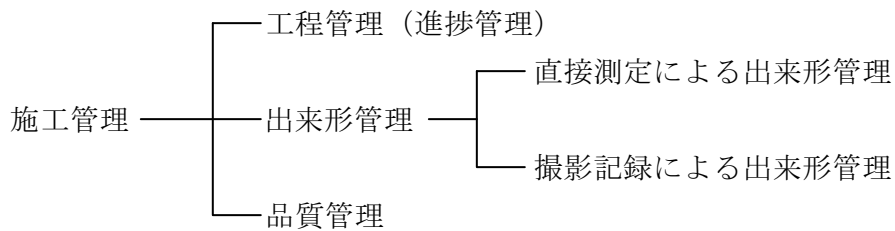
この土木工事施工管理基準（以下「管理基準」という）は、山形県が発注する農業農村整備事業等に関する土木工事等について、その施工に当たっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、請負者が実施する施工管理の基準を定めたものである。

第2 適 用

この管理基準は、山形県が発注する農業農村整備事業等に関する土木工事等を請負により施工する場合に適合するもので、この管理基準と特記仕様書が一致しない事項は、特記仕様書が優先する。

第3 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



1 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順及び日程を定めて、工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な措置を講じるものとする。

2 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定（以下「出来形測定」という）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

3 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階（区切り）及び施工の進行過程が確認出来るよう、撮影基準等に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

4 品質管理

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施（以下「試験等」という）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

第4 施工管理の実施

1 施工管理責任者

請負者は、土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 第1節総則 1-1-1-1 主任技術者等の資格に規定する技術者等と同等以上の資格を有する者を、施工管理責任者に定めなければならない。施工管理責任者は、当該工事の施工管理を掌握し、この管理基準に従い適正な管理を実施しなければならない。

2 施工管理項目

施工管理は、別表第1「直接測定による出来形管理」、別表第2「撮影記録による出来形管理」、別表第3「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特記仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

3 施工管理上の実施と提出内容

施工管理は、契約工事、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進捗に並行して、速やかに実施し、その結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。

なお、提出様式は別表第4「施工管理記録様式」及び別表第5、第6を参考に適正な方式を選定するものとする。

4 施工管理上の留意点

- (1) 完成後に明視出来ない部分又は完成後に測定困難な部分については、完成後に確認出来るよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。
- (2) 完成後に測定出来ないコンクリート構造物の出来形測定は、監督職員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によることが出来るものとする。
- (3) 管理方式が構造図に朱記、併記するものにあつては、規格値を併せて記載するものとする。
- (4) 施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。

- (5) 出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。

5 検査（完成・出来形部分）時の提出内容

請負者は、完成検査、出来形検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。

6 その他

- (1) 規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上限を超えても構造及び機能上、支障ない場合はこの限りでない。
- (2) 施工管理の記録は、電子納品の対象物である。
- (3) 施工管理に要する費用は、請負者の負担とする。

第5 用語の定義

管理基準値(参考)……管理基準値は、「規格値」の範囲内に収まるよう、請負者が実施する施工管理の「目標値」として参考に示したものである。

規格値……………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内になければならない。

施工管理基準中、次の語句について
読替を行って下さい。

特別仕様書

特記仕様書

ℓ

別表第 1 直接測定による出来形管理

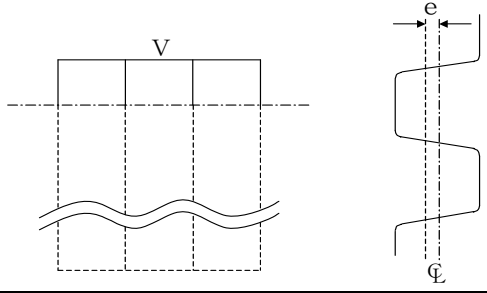
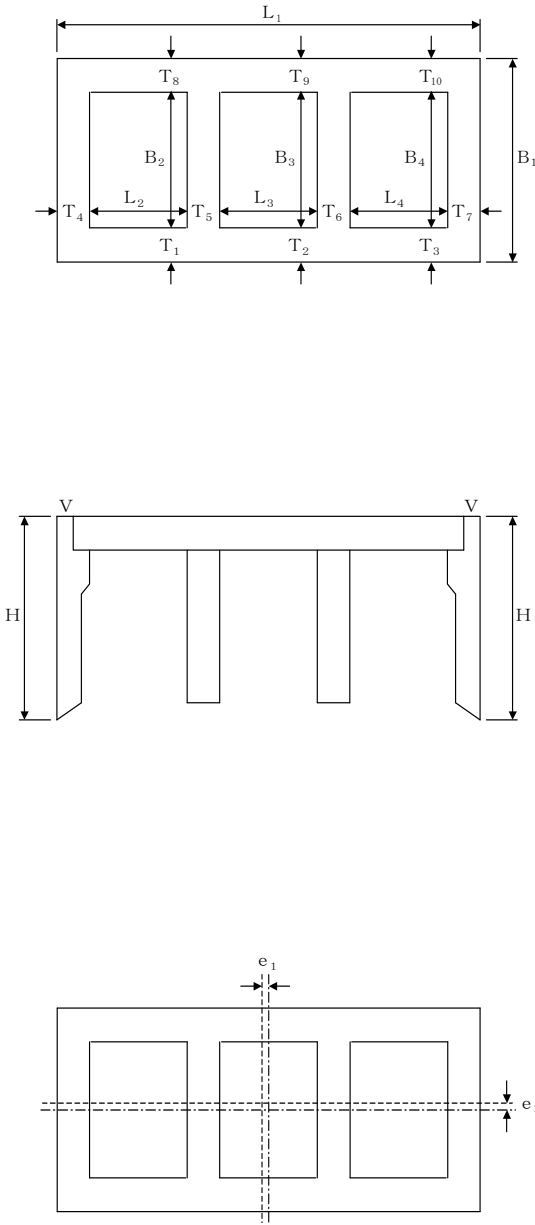
工種	項目	(参考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準	
1 共通 工事	掘削	基準高(V)	⊕ 65 (⊕ 65 ⊖ 130)	⊕ 100 (⊕ 100 ⊖ 200)	線的なものについては 施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。
		幅(W)	基準幅、小段幅等 ⊕ 300 ⊖ 100	⊖ 150	
		法長(L)	法長 5 m未満⊕ 125 " 5 m以上⊕ 2.5%	⊖ 200 ⊖ 4%	
		施工延長		⊖ 200	
	盛土	基準高(V)	⊕ 65	⊕ 100	上記と同一。
		幅(W)	天端幅、小段幅等 ⊕ 300 ⊖ 100	⊖ 150	
		法長(L)	法長 5 m未満⊕ 65 " 5 m以上⊕ 1.3%	⊖ 100 ⊖ 2%	
		施工延長		⊖ 200	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、 法長で20点 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの	左記のもの で箇所単位 のもの		()内の値は 河川土工の場合。
同 上	同 上	同 上		余盛を指定した場合は余盛 計画高により 管理する。

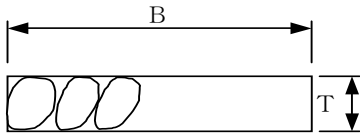
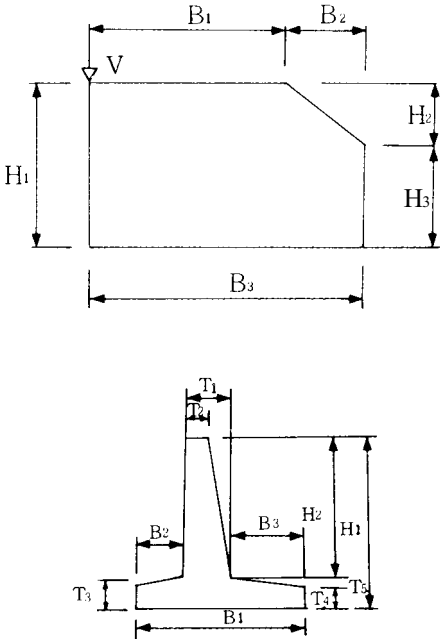
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
1 共 通 工 事	石積み	基準高(V)	⊕ 40 ⊖ 25	⊕ 65 ⊖ 40	線的なものについては 施工延長おおむね 20m につき 1 箇所の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 厚さ(T ₁ 、T ₂)の測定は 各々、法長 2 m未満は 1 箇所(おおむね ^L /2)、2 m以上は 2 箇所(おおむ ね ^L /3、 ² /3 L)測定する ことを原則とする。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。
	コンクリート ブロック積み	厚 さ(T ₁)	石面より裏込コンクリ ート背面まで ⊕ 30	⊖ 50	
	石張工	(T ₂)	石面より裏込材料背面 まで ⊖ 65	⊖ 100	
	コンクリート ブロック張り	法長(L)	法長 2 m未満 ⊕ 25	⊖ 40	
	〔河川護岸〕 は除く		〃 2 m以上 ⊕ 50	⊖ 75	
		施工延長		⊖0.1%、 ただし延長 10m未満 ⊖ 50 10m以上 50m未満 ⊖ 100 50m以上 200m未満 ⊖ 200	
	凹凸	法長の 1 % (コンクリートブロッ ク積みのみ)			
基礎杭打工	基準高(V)	⊕ 50 ⊖ 30	⊕ 75 ⊖ 45	重要構造物は全数、それ 以外は施工本数 20 本 当たり 1 本測定し、20 本 未満は 2 本測定する。 支持杭については打止 り沈下量を全数測定す る。	
木杭		場所打杭 ⊕ 30 深礎杭 ⊕ 30	場所打杭 ⊕ 45 深礎杭 ⊕ 45		
既製コンクリ ート杭	偏心 (e)	別表ア参照 深礎杭 100	別表ア参照 深礎杭 150		
鋼管杭					
場所打杭					
深礎杭					

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの及び施工延長		<p>基礎コンクリートは 91 コンクリート基礎を適用する。</p> <p>法長の 1%とは、山と谷の差の絶対値をいう。</p>
—	基準高、偏心。 なお、別に支持力を示したのものについては、杭打ち成績表(様式 4)による。	—	$e = \sqrt{x^2 + y^2}$	<p>場所打杭とは、オールケーシング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。</p>

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
1 共 通 工 事	矢板打工 (矢板護岸を 含む)	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 45	線的なものについては施 工延長おおむね20mにつ き1箇所割合で測定す る。 上記未満は2箇所測定す る。
		中心線の ズレ(e)	⊕ 65	⊕ 100	
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖200	
	オープンケー ソン	基準高(V)	⊕ 65	⊕ 100	構造図の寸法標示箇所を 測定する。 幅、厚さ、長さについて は1ロット毎に測定す る。
		幅(B)	⊕ 30	⊖ 50	
		厚さ(T)	⊕ 13	⊖ 20	
		高さ(H)	⊕ 65	⊖ 100	
		長さ(L)	⊕ 30	⊖ 50	
		偏位(e)	200	300	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		中心線のズレは中心線より右を⊕左を⊖とする。 指定仮設は基準高等が明記されたもの。
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ、偏位		

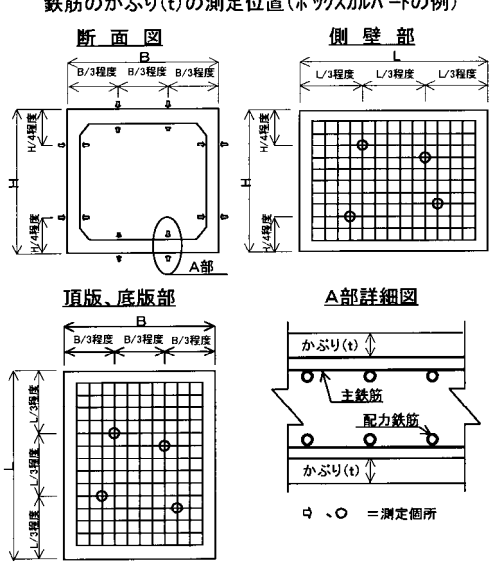
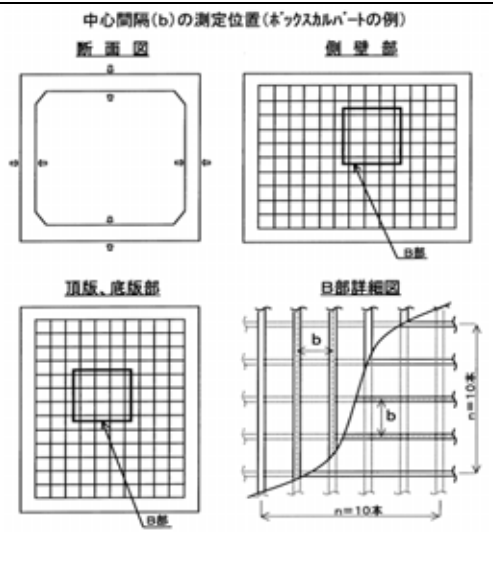
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
1 共 通 工 事	栗石基礎	幅(B)	⊖ 130 (⊖ 65)	⊖ 200 (⊖ 100)	<p>線的なものについては 施工延長おおむね50m につき1箇所割合で 測定する。</p> <p>上記未満は2箇所測定 する。</p> <p>箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。</p>
	砕石基礎				
	砂基礎	厚さ(T)	⊖ 30 (⊖ 13)	⊖ 50 (⊖ 20)	
	均しコンクリ ート	施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ⊖ 100	
	コンクリート 付帯構造物	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 45	
	コンクリート 基礎	幅(B)	⊕ 20	⊖ 30	
	コンクリート 側溝	厚さ(T)	部材厚 30 cm未満 ⊕ 15 ⊖ 13 " 30 cm以上 ⊕ 20 ⊖ 15	⊖ 20 ⊖ 25	
	コンクリート 管渠	高さ(H)	2 m未満 ⊕ 20 2 m以上 ⊕ 30	⊖ 30 ⊖ 45	
	横断構造物 コンクリート 擁壁 その他上記に 準ずるもの	施工延長 (又は長さ)		⊖ 0.1%、 ただし延長 2m未満 ⊖ 30 10m " ⊖ 50 50m " ⊖ 100 200m " ⊖ 200	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	重要構造物の基礎のみ及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		10 幅(B)の()は砂基礎及び均しコンクリートの場合。20 厚さ(T)の()は、均しコンクリートの場合であり、管水路の基礎は「8 管水路工事 10 管体基礎工(砂基礎等)」による。
基準高、幅、厚さ、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの又は構造図に朱記、併記することが困難なもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		

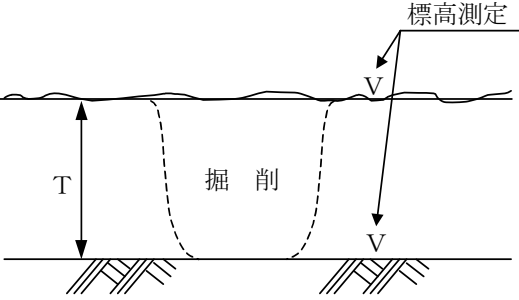
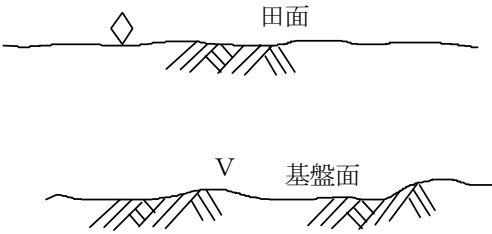
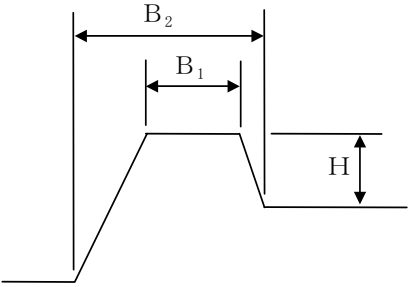
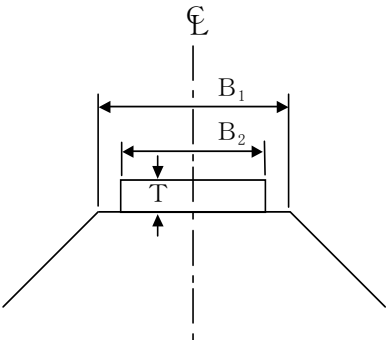
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準			
1 共 通 工 事	精度を要する もの	基準高(V)	⊕ 15	⊕ 20	構造図の寸法標示箇所 を測定する。		
		分水工計量部	幅(B)	⊕ 7		⊕ 10	
			ゲート戸当部	厚さ(T)		⊕ 13	⊕ 20
				橋台沓部		高さ(H)	⊕ 7
			長さ(L)			⊕ 7	⊕ 10
	U字溝	基準高(V)	⊕ 25	⊕ 40	施工延長おおむね 50m につき 1箇所割合で 測定する。		
		U字フリー ム	中心線の ズレ(e)	⊕ 30		⊕ 50	
			ベンチフリー ム	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	
	土水路	基準高(V)	指定したとき⊕ 65	⊕ 100	上記と同一。		
		幅(B)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75			
高さ(H)		指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75				
施工延長			⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400				

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ	<p>A technical drawing of a stepped pipe section. It shows a cross-section with various diameters and thicknesses. Dimensions are labeled as follows: B_1 (total width), B_2 (width of the top flange), T_1 (thickness of the top flange), B_3 (width of the middle section), B_4 (width of the bottom section), B_5 (width of the bottom flange), T_2 (thickness of the bottom flange), V (vertical distance between sections), H_1 (total height), H_2 (height of the top flange), and H_3 (height of the bottom flange).</p>	
基準高、中心線のズレで20点未満のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>A technical drawing of a U-shaped pipe section. It shows a cross-section with a central vertical axis. Dimensions are labeled as follows: e (eccentricity), ϕ (diameter), and V (vertical distance from the centerline to the bottom of the U-shape).</p>	
基準高、幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>A technical drawing of a trapezoidal pipe section. It shows a cross-section with a central vertical axis. Dimensions are labeled as follows: ϕ (diameter), B_1 (top width), H (height), V (vertical distance from the centerline to the bottom of the trapezoid), and B_2 (bottom width).</p>	

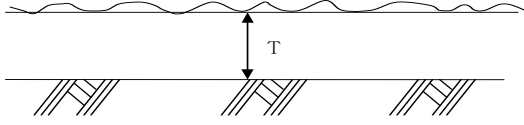
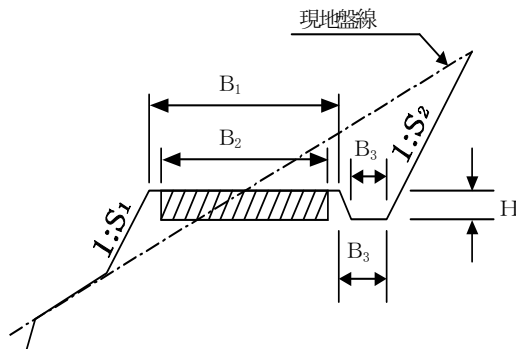
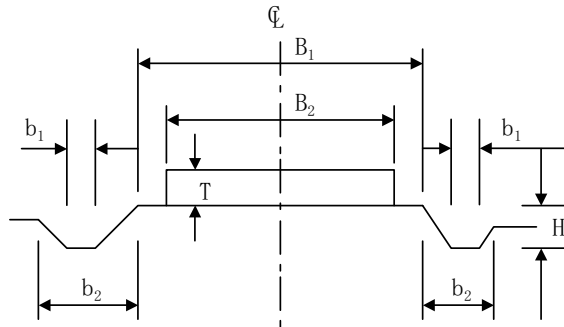
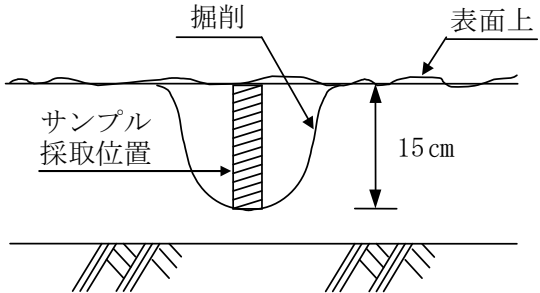
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
1 共 通 工 事	鉄筋組立	かぶり (t)		⊕ φ かつ最小かぶり以上 φ : 鉄筋径	測定箇所標準図による。 1 スパン(1 打設ブロック)毎に測定する。
		中心間隔 (b)		⊕ φ φ : 鉄筋径	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-7)	構造図に朱記、併記するもの		
—	○	—	<p>鉄筋のかぶり(t)の測定位置(ボックスカルバートの例)</p> 	1面当たり4箇所程度測定する。同一鉄筋上での測定は行わない。
			<p>中心間隔(b)の測定位置(ボックスカルバートの例)</p> 	1面当たり鉄筋10本程度の間隔を測定する。測定箇所は、スパン毎に同じ位置とならないように測定する。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	厚さ(T)	⊕ 20% ⊖ 15%	⊖ 20%	10a 当たり 3 点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)
	基盤造成 表土整地	基準高(V)	指定したとき ⊕ 100	⊕ 150	10a 当たり 3 点以上。 (標高測定する)
		均平度 (◇)	⊕ 35	⊕ 50	
	畦畔復旧	幅(B)	⊕100 ⊖ 35	⊖ 50	施工延長おおむね200m につき 1 箇所の割合で 測定する。 施工延長を示さない場 合は、1 耕区につき 1 箇 所の割合で測定する。
		高さ(H)	⊕100 ⊖ 35	⊖ 50	
	道路工 (砂利道)	幅(B)	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150	幹線道路は、施工延長 50mにつき 1 箇所の割 合で測定する。 支線道路は、施工延長お おむね 200mにつき 1 箇所の割合で測定する。
		厚さ(T)	⊕ 30	⊖ 45	
		施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		<p>1 基準高は、基盤面の高さとする。</p> <p>2 均平度は表土埋戻後に測定する。</p>
幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
幅、厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		舗装を行うときは、「4 農道工事」を適用する。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
3 農 用 地 造 成 工 事	耕起深耕	耕起深(T)	果樹 ⊖ 50 野菜 ⊖ 10	⊖ 75 ⊖ 15	おおむね ha 当たり 10 箇所測定するほか、つぼ 掘り 2箇所/ha。
	テラス (階段畑)	幅(B ₁)	指定したとき ⊕300 ⊖100	⊖ 150	テラス延長おおむね 100m当たり 1箇所測定 する。
		耕起幅 (B ₂)	指定したとき ⊕ 100	⊖ 150	
		側溝幅 (B ₃)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
		側溝高さ (H)	指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
		法勾配(S)	指定したとき ⊕ 2分 ⊖ 1分		
	道路工 (耕作道)	幅(B)	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150	施工延長おおむね 100 m当たり 1箇所測定す る。
		厚さ(T)	⊕ 30	⊖ 45	
		側溝幅(b)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
		側溝高さ (H)	指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
	土壌改良	pH測定	指定したとき ⊕ 0.35	⊕ 0.5	おおむね 50a 当たり 1 箇所(深さ 15 cm)改良材 散布後 2週間以上経過 して測定する。(試験方 法…ガラス電極法…46 農地C第 311号参照)

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
耕起深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
幅、耕起幅、側溝幅、側溝高さ、法勾配で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
幅、厚さ、側溝幅、側溝高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
pH測定で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		地表から15 cmの土壌を柱状に採取し、良く混合する。

工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
3 農 用 地 造 成 工 事	改良山成	基準高(V)	指定したとき \pm 200	\pm 300	基準高については切土部を 40mメッシュ地点で測定する。 法勾配については 40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定する。 (測定間隔はおおむね 40m)
		法勾配(S)	指定したとき \pm 1 分		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、法 勾配で20点 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの	—		切土部のみ対象とする。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
4 農 道 工 事	路盤工	基準高(V)	下層路盤 ⊕ 30	⊕ 50	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
		幅(B)	⊕ 50 ⊖ 35	⊖ 50	
		厚さ(T)	下層路盤 ⊕ 30 上層路盤 ⊕ 20	下層 ⊖ 50 上層 ⊖ 30	
		中心線の ズレ(e)	⊕ 65	⊕ 100	
		施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 100	
	コンクリート 舗装工 アスファルト 舗装工	幅(B)	⊕ 30 ⊖ 20	⊖ 30	幅、中心線のズレについ ては施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割 合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 厚さはおおむね 500 m ² に 1 個の割合でコアを 取りコア又はコアホー ルにより測定する。
		厚さ(T)	コンクリート舗装 ⊕ 10 ⊖ 6.5 アスファルト舗装 各層 ⊕ 10 ⊖ 6.5 全層 ⊕ 15 ⊖ 10	⊖ 10 ⊖ 10 ⊖ 15	
		中心線の ズレ(e)	⊕ 35	⊕ 50	
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	
		平坦性(F)		As 舗装 3mプロフィル メータ標準偏差 σ = 2.4mm以内 直読式標準偏差 σ = 1.75mm以内 Co 舗装 標準偏差 σ = 2.0mm以内	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		
幅、厚さ、中心線のズレで 20 点以上のもの 平坦性は舗装試験法便覧による	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—	<p>Tと(T)は、ちどりにコア採取 ◇は、コア採取位置</p>	

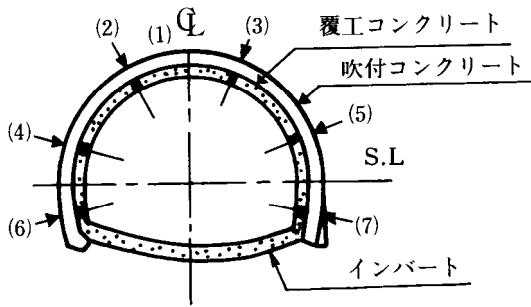
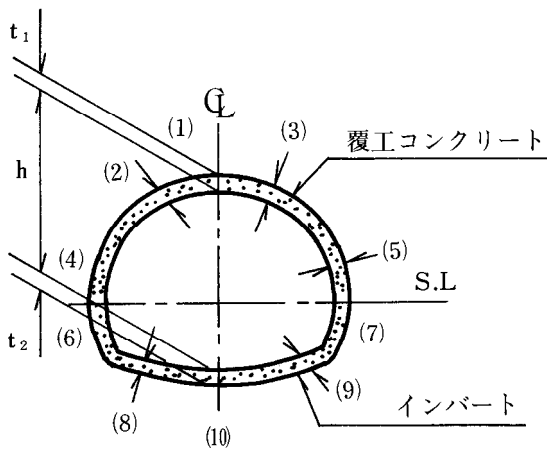
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
4 農 道 工 事	砂利舗装工			施工延長おおむね 50m につき 1箇所割合で 測定する。
	幅(B)	⊕ 100 ⊖ 65	⊖ 100	
	厚さ(T)	⊕ 30	⊖ 45	
	施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ⊖ 100	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、厚さで 20 点以上の もの	左記の もので20 点未満の もの及び 施工延長	—		

工 種		項 目		(参 考) 管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	測 定 基 準
4 農 道 工 事	道路トンネル	支 保 工	幅 (b)		⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
			間隔 (λ)	⊕ 50	⊕ 75	
		コ ン ク リ ー ト 覆 工	基準高 (V)	⊕ 30	⊕ 50	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所割合で測定する。 2. 巻 厚 (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの中間と終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ) 削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
			幅 (B)	⊕ 45	⊖ 70	
			巻厚 (T)	⊖ 30	⊖ 50	
			高さ (H)	⊕ 45	⊖ 70	
			中心線のズレ (e)	直線部	⊕ 65	
		曲線部		⊕ 100	曲線部 ⊕ 150	
		施工延長			⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で 20 点以上の もの	左記のもの で 20 点未満 のもの	—		破碎帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
基準高、幅、 巻厚、高さ、 中心線のズレで 20 点 以上のもの	左記のもの で 20 点未満 のもの及び 施工延長	—		

工 種		項 目		(参 考) 管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	測 定 基 準
4 農 道 工 事	道路トンネル (NATM)	支 保 工	幅 (b)		⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
			間隔 (λ)	⊕ 50	⊕ 75	
		吹付コンクリート厚 (T)			施工吹付厚 ≥ 設計吹付厚 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長 50m毎に図に示す(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。
		ロ ツ ク ボ ルト	位置間隔 (L)			施工延長 50m毎に断面全本数を測定する。 (深さについては、残尺で管理する)
			角度 (θ)			
			深さ (λ)			
			孔径 (φ)			
		コ ン ク リ ー ト 覆 工	基準高 (V)	⊕ 30	⊕ 50	1. 基準高、幅、高さは施工延長 50mにつき1箇所測定する。 2. 巻厚 (イ) コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。
			幅 (B)	⊖ 30	⊖ 50	
			巻厚 (T)	⊖ 0	⊖ 0	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で 20 点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの	—		破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
吹付厚で20 点以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの	—		
—	—	—		
—	基準高、幅、 巻厚、高さ、 施工延長	—		

工 種		項 目		(参 考) 管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	測 定 基 準
4 農 道 工 事	道路トンネル (NATM)	コン ク リ ー ト 覆 工	高さ(H)	⊖ 30	⊖ 50	<p>(ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において図に示す各点で巻厚測定を行う。</p> <p>(ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は50mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔により測定する。</p> <p>(ニ) ただし、以下の場合には適用除外とする。</p> <p>① 良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。</p> <p>② 異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確保されている場合。</p> <p>③ 鋼製支保工、ロックボルトの突出。</p>
			中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150	
			施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		

工 種		項 目		(参 考) 管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	測 定 基 準
5 水路トンネル 工事	水路トンネル	支保工	幅(b) (Bタイプ)		⊖ 0	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
			幅(b) (C、Dタイプ)		⊖ 40	
		間 隔 (λ)	⊕ 50	⊕ 75		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で 20 点以上の もの	左記のもの で 20 点未満 のもの	—		<p>破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。</p> <p>吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル (NATM) を参考とする。</p>

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
5 水路トンネル 工事	水路トンネル コンクリート 覆工	基準高(V)	± 30	± 50	<p>1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所割合で測定する。</p> <p>2. 巻 厚</p> <p>(イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。</p> <p>(ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。</p> <p>(ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所割合で行う。ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。</p> <p>3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所割合で測定する。</p>
		幅(B)	± 25	± 40	
		巻厚(T)	± 0	± 0	
		高さ(H)	± 25	± 40	
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 65	直線部 ± 100	
			曲線部 ± 100	曲線部 ± 150	
	施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、 巻厚、高さ、 中心線のズレで 20 点 以上のもの	左記のもの で 20 点未満 のもの及び 施工延長	—		

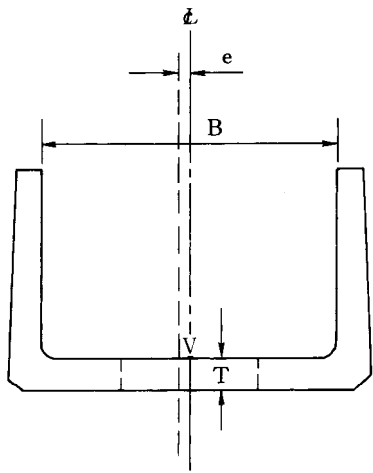
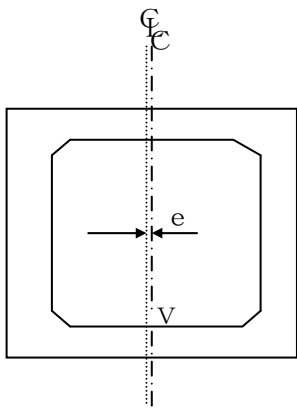
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
6 水 路 工 事	現場打開水路	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25	
		厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		高さ(H)	⊕ 15	⊖ 25	
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50	
			曲線部 ⊕ 65	曲線部 ⊕ 100	
		スパン長(L)	直線部 ⊕ 13	直線部 ⊕ 20	
	曲線部 ⊕ 20		曲線部 ⊕ 30		
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		
	現場打サイホン	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	
		幅(B)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		高さ(H)	⊕ 13	⊖ 20	
中心線のズレ(e)		直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50		
		曲線部 ⊕ 65	曲線部 ⊕ 100		
スパン長(L)		直線部 ⊕ 13	直線部 ⊕ 20		
	曲線部 ⊕ 20	曲線部 ⊕ 30			
施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を 9 m とした場合。
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を 9 m とした場合。

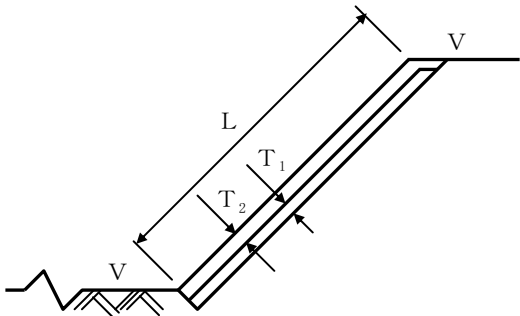
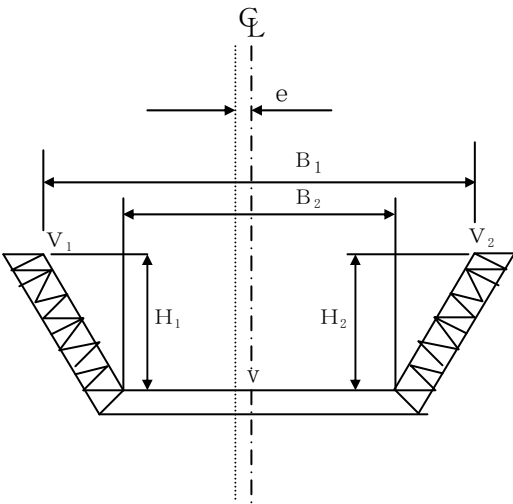
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	測 定 基 準
6 水 路 工 事	現場打暗渠			基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	
	幅(B)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
	厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
	高さ(H)	⊕ 13	⊖ 20	
	中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
	スパン長(L)	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—	<p>The diagram illustrates the measurement points for a pipe cross-section. A vertical dashed line represents the center line, with 'C' at the top and 'V' at the bottom. A horizontal dimension 'B' is shown between two vertical lines, with 'T1' to the left and 'T2' to the right. A rectangular box represents the pipe's cross-section, with a height 'H' and a width 'B'. The distance from the center line to the right edge of the box is labeled 'e'. The top and bottom thicknesses of the pipe are labeled 'T3' and 'T4' respectively.</p>	スパン長の標準を 9 m とした場合。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
6 水 路 工 事	鉄筋コンクリート大型フリーム	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、厚さについては施工延長 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
	鉄筋コンクリートL形水路	幅(B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25	
		厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 15	⊖ 20	
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50	
			曲線部 ⊕ 65	曲線部 ⊕ 100	
施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			
ボックスカルバート水路	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
	中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50		
		曲線部 ⊕ 65	曲線部 ⊕ 100		
施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		幅、厚さはL形水路のみ測定する。
				

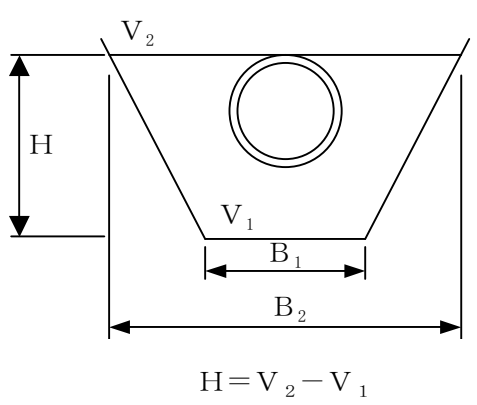
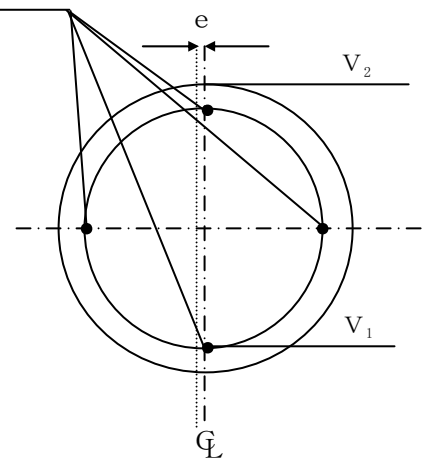
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	コンクリート 法覆工	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 45	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
	アスファルト 法覆工	厚さ(T)	厚さ 10 cm未満 ⊕ 15	⊖ 20	
			〃 10 cm以上 ⊕ 20	⊖ 30	
	法長(L)	法長 2 m未満 ⊕ 30	⊖ 50		
〃 2 m以上 ⊕ 65		⊖ 100			
施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			
コンクリート ブロック積み 水路 鉄筋コンクリ ート柵渠	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については施 工延長おおむね 50mに つき 1 箇所割合で測 定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所割合 で測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 幅、高さについては施 工延長 50mにつき 1 箇所 の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。	
	幅(B)	⊕ 25	⊖ 40		
	高さ(H)	⊕ 25	⊖ 40		
	中心線の ズレ(e)	直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50		
		曲線部 ⊕ 65	曲線部 ⊕ 100		
施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>The diagram shows a perspective view of a pipe section. The length of the section is labeled as L. The thickness of the pipe is shown as T_1 and T_2. Vertical levels are indicated by V at both ends of the section.</p>	
基準高、幅、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>The diagram shows a cross-section of a pipe. The center line is labeled as CL. The width of the pipe is shown as B_1 and B_2. The height of the pipe is shown as H_1 and H_2. Vertical levels are indicated by V_1 and V_2. The distance from the center line to the edge is labeled as e.</p>	幅、高さは柵渠には適用しない。

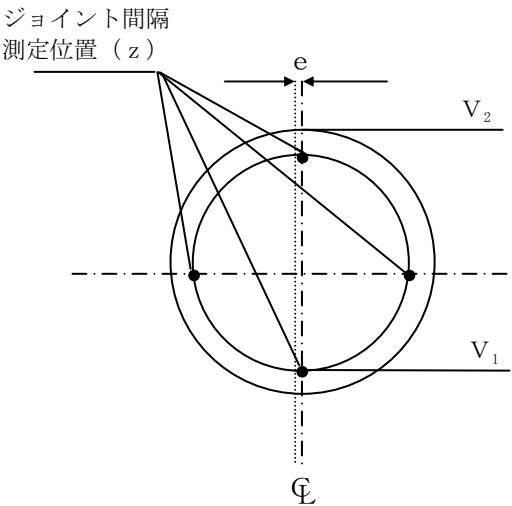
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	ライニング水路 基準高(V)	⊕ 50	⊕ 75	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
	連節ブロック 幅(B)	⊕ 50	⊖ 75	
	コンクリート マット 法長(L)	法長 2 m未満 ⊕ 30 " 2 m以上 ⊕ 65	⊖ 50 ⊖ 100	
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、 法長で20点 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—		布設時の値である。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	管体基礎工 (砂基礎等)	幅(B)	⊖ 65	⊖ 100	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
		高さ(H)	⊕ 20		
管水路 (遠心力鉄筋 コンクリート 管) RC管	基準高(V)	⊕ 20 ただし 被圧地下水のある場合 ⊕ 30	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については施 工延長おおむね 50mに つき 1 箇所割合で測 定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに 1 箇所割合で測 定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 ジョイント間隔につい ては 1 本毎に測定する。	
	中心線の ズレ(e)	⊕ 65	⊕ 100		
	ジョイント 間隔(z)	別表イ 参照	別表イ 参照		
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	 <p style="text-align: center;">$H = V_2 - V_1$</p>	基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。高さ (H) の管理は、 V_2V_1 で算出するものとする。
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>ジョイント間隔 測定位置 (z)</p>  <p style="text-align: center;">基準高 (V) は、V_1、V_2 のいずれか一方を測定し管理する。</p>	<p>V の測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。ただし、$\phi 1,350$ mm 以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V_2) でもよい。</p> <p>e の測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。</p> <p>なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装 (表層、上層路盤、下層路盤) を除いた埋戻完了時点とする。</p>

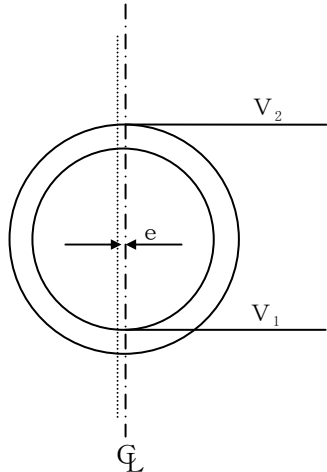
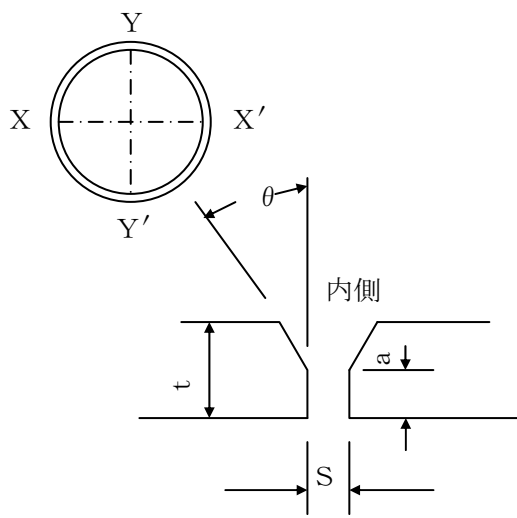
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	管水路 (ダクタイ ル 鋳鉄管) A形 K形 U形 T形	基準高(V)	⊕ 20 ただし 被圧地下水のある場合 ⊕ 30	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については施 工延長おおむね 50mに つき 1箇所割合で測 定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに 1箇所割合で測 定する。 上記未満は 2箇所測定 する。 ジョイント間隔につい ては 1本毎に測定する。
		中心線の ズレ(e)	⊕ 65	⊕ 100	
	(強化プラスチッ ク複合管) B形、T形 C形 D形	ジョイント 間隔(z)	別表ウ及び別表エ参照	別表ウ及び別表エ 参照	
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式3-1、3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>ジョイント間隔 測定位置 (z)</p>  <p>基準高 (V) は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。</p>	<p>Vの測定は管底 (V_1)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、ϕ 1,350 mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V_2)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p>

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	管水路 (硬質塩化ビ ニル管)	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	設計図書に示された基 準高、あるいは埋設深、 中心線のズレ(直線部) については施工延長お おむね 50mにつき1箇 所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mにつき1箇所の割合 で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。
	埋設深(H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50		
	中心線の ズレ(e)	⊕ 80	⊕ 120		
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200		
管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種 J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101-2005(農業用プラスチック被覆鋼管) 寸 法 80A~3500A 塗覆装方法 管 外 面 プラスチック被覆又はアスファルト塗覆装 管 内 面 水道用液状エポキシ樹脂塗装とする。 接 合 法 突き合わせ溶接継手とする。 工 法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施 設との接続部までとする。				

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、埋設深、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
				通常の開削による布設工法とは、矢板土留・建込簡易土留を含むものとする。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	管布設	基準高(V) ただし、 被圧地下水のある場合	⊕ 20 ⊕ 30	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	⊕ 30	⊕ 45	
		施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	
V型開先 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3		溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所割合で測定する。	
	ベベル 角度(θ)	30~35°		現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。	
	ルート フェイス (a)	≦2.4			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		<p>Vの測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。</p> <p>ただし、ϕ 1,350 mm 以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V_2) でもよい。</p> <p>e の測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。</p> <p>なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。</p>
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		<p>左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。</p>

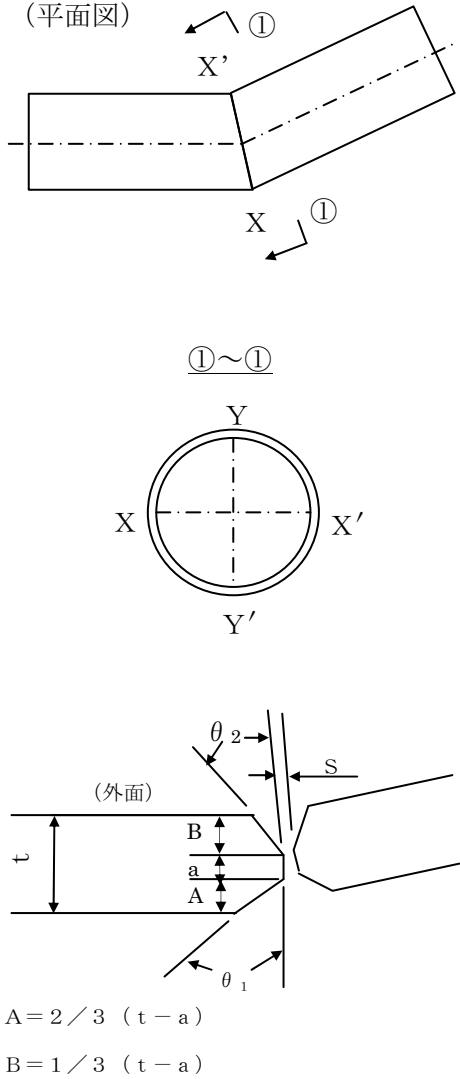
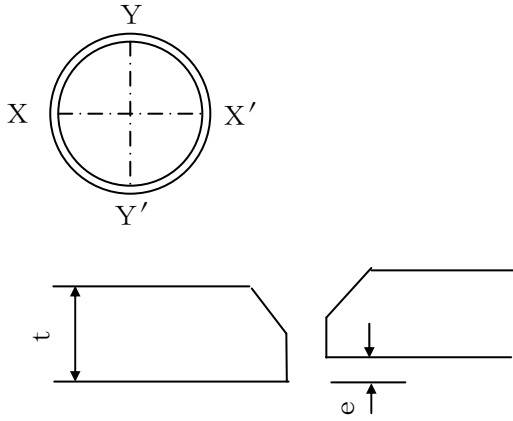
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	V型開先テー パ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3	テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。
		ベベル 角度(θ)	Y、 Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50°	
		ルート フェイス (a)	≤ 2.4	
	V型開先 (片面溶接)	ルート ギャップ (s)	1~4	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		ベベル 角度(θ)	30~35°	
		ルート フェイス (a)	≤ 2.4	
				現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	<p>(平面図)</p>	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	V型開先 (片面裏当溶接)	ルート ギャップ (s)	4以上	溶接箇所 10箇所につき 1箇所の割合で測定する。
		ベベル 角度(θ)	22.5~27.5°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		ルート フェイス (a)	≤ 2.4	
	X型開先 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3	溶接箇所 10箇所につき 1箇所の割合で測定する。
		ベベル 角度 (θ_1) (θ_2)	30~35° 40~45°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		ルート フェイス (a)	2以下	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

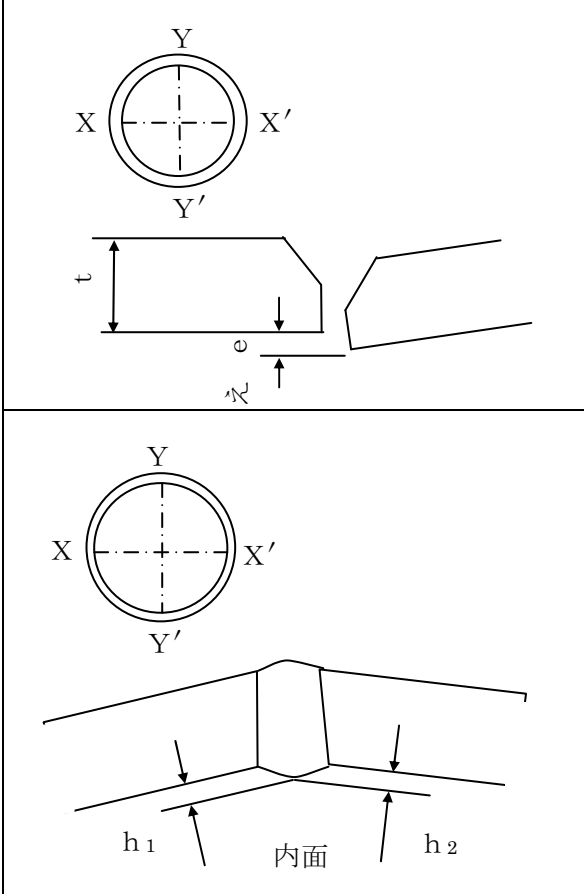
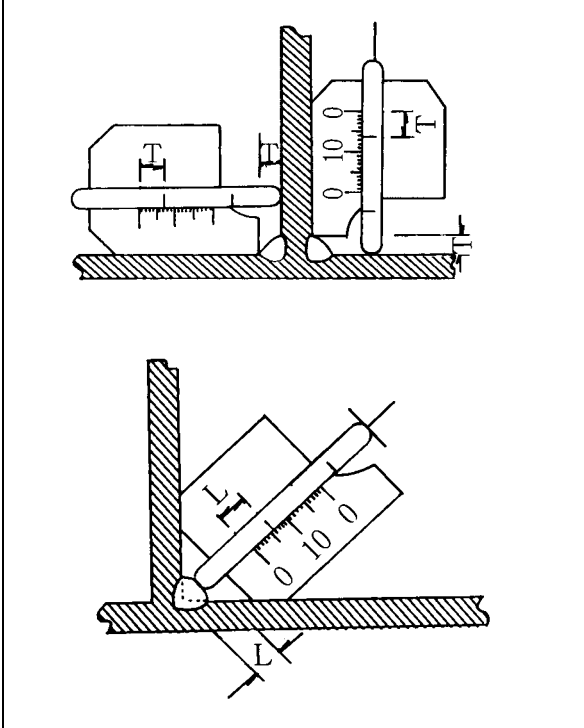
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	X型開先テー パ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)	0~3	テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。
	べベル 角度 (θ_1) (θ_1) (θ_1) (θ_2) (θ_2) (θ_2)	Y、 Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50° Y、 Y' : 40~45° X' : 40~60° X : 45~25°		
	ルート フェイス (a)	2以下		
周継手溶接	目違い(e) 両面溶接 片面溶接	t : 板厚 t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t 20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0 t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 16 e ≤ 0.25t 16 < t ≤ 38 e ≤ 4.0		溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	<p>(平面図)</p>  <p> $A = 2/3 (t - a)$ $B = 1/3 (t - a)$ </p>	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
目違い、余盛高で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

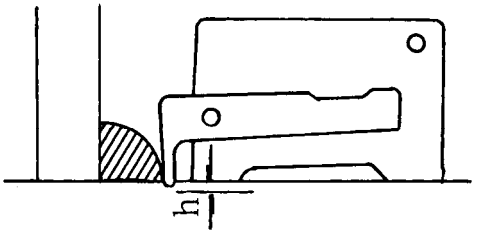
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	周継手溶接 余盛高(h)	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8		溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。
	アンダ カット(h)	h ≥ 0.5 は不合格。0.3 < h ≤ 0.5 は、1 個の長さ 30 mm (内側にあつて は 50 mm) を越えるもの、 又は合計長さが管 の円周長さの 15% を 越えるものは不合格。 h ≤ 0.3 は合格。		1 箇所毎に全円周を目 視により点検し、懸念の ある部分はゲージによ り点検する。
	ビード外 観	ビード表面に極端な不 揃い部分があつてはな らない。		1 箇所毎に全円周を目 視により点検する。
	その他	溶接部及びその付近に は、割れ、アークスト ライクの跡、有害と認 められる程度のオーバ ラップ、ピット、ジグ 跡などの欠陥があつて はならない。		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
—	—	○		

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	周継手溶接テーパ付き直管 目 違 い (e) 両面溶接	t : 板厚 $t \leq 6$ $e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20$ $e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38$ $e \leq 5.0$		テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。
	余盛高(h)	t : 板厚 $t \leq 12.7$ $h \leq 3.2$ $t > 12.7$ $h \leq 4.8$ ただし $h = (h_1 + h_2) / 2$		
すみ肉溶接	脚長(T)	指定脚長を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の長さの5%以下で-1.0mmまでは認める。		溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
	のど厚(L)	指定のど厚を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の長さの5%以下で-0.5mmまでは認める。		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
目違い、余盛高で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		
—	—	○		

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	すみ肉溶接	アンダ カット(h)	0.5<h<1.0 の時アン ダカットの長さが板厚 よりも大きいものがあ ってはならない。 h≥1.0 のアンダカッ トはあってはならな い。	溶接線全長にわたって 目視により点検し、懸念 のある部分はゲージに より点検する。	
		ピット	ピットの直径が1mm以 下では溶接長さ1mに つき3個までを許容す る。 しかし直径が1mmを超 えるものがあってはな らない。		
		ビード外 観	ビード表面に極端な不 揃い部分があってはな らない。		溶接線全長にわたって 目視により点検する。
		その他	溶接部及びその付近に は、割れ、アークスト ライクの跡、有害と認 められる程度のオーバ ラップ、ジグ跡などの 欠陥があってはならな い。		
	放射線透過試 験	別表オ参 照	別表オの判定基準参照		周継手溶接の場合、全溶 接線長の5%を撮影す るものとする。 すみ肉溶接の場合は特 別仕様書による。
素地調整	外観	水分、錆、油等があっ てはならない。		現場塗装全面を点検す る。	
水道用液状エ ポキシ樹脂塗 装	外観	塗装表面に異物の混 入、塗りむら、塗りも れなどがあってはなら ない。		現場塗装全面を点検す る。	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
—	—	○		
—	—	○		全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。
—	—	○		
—	—	○		JIS G 3443-4に準じる。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	水道用液状エポキシ樹脂塗装	膜厚	最低膜厚は特別仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	現場塗装箇所 10 箇所につき 1 箇所測定するものとし、1 箇所につき 12 点測定する。(天地左右、縦断方向に各 3 点)
		ピンホール	火花の発生するような欠陥があってはならない。	
		付着性	付着不良の欠陥があってはならない。	
アスファルト 塗覆装	プライマー塗装	塗り過ぎ、たれ、塗り残しがあってはならない。		現場塗装全面を点検する。
	外観	有害なふくれ、へこみ、たれ、突部、異物の混入などや塗り残しがあってはならない。		
	膜厚	最低膜厚は別表カの最小厚さ以上でなければならない。		現場塗装箇所 10 箇所につき 1 箇所測定するものとし、1 箇所につき 12 点測定する。(天地左右、縦断方向に各 3 点)
	ピンホール	火花の発生するような欠陥があってはならない。		現場塗装全面を点検する。
	密着性	剥離があってはならない。		

管 理 方 式			測定箇所標準位置図及び測定要領	摘 要				
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)						
膜厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—						
—	—	○	<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。</p> <p>標準試験電圧</p> <table border="1"> <tr> <td>塗膜の厚さ(mm)</td> <td>試験電圧(DC V)</td> </tr> <tr> <td>0.5 以上</td> <td>2,000~2,500</td> </tr> </table>	塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)	0.5 以上	2,000~2,500	
塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)							
0.5 以上	2,000~2,500							
—	—	○	柄のついた鋼製両刃のへら(全長約 200 mm程度)を用いてはつきり、付着の良否を点検する。					
—	—	○						
膜厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—						
—	—	○	<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は 10,000~12,000 V を標準とする。</p> <p>柄の長さ 250 mm、重量約 0.1kg の鋼製の槌を用い、塗膜を軽く槌打ちして剥離の有無を点検する。</p>					

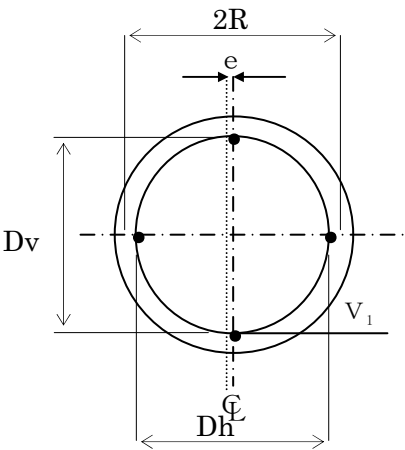
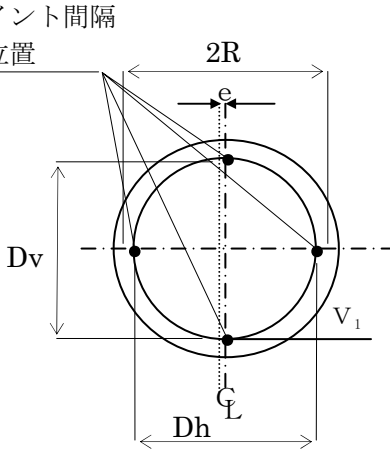
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	ジョイントコート			ジョイントコート全数を点検する。
	焼損	あってはならない。		
	両端のめくれ	有害な欠陥となる大きなめくれがあってはならない。		
	ふくれ	ジョイントコートの両端から 50mm 以内にふくれがあってはならない。		
	工場被覆部との重ね代(a)	片側 50 mm 以上		
	ピンホール	火花の発生するような欠陥があってはならない。		ジョイントコート全数全面を点検する
膜厚	1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後			ジョイントコート施工箇所 10 箇所につき 1 箇所測定するものとし、1 箇所につき 4 点測定する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	○		
—	—	○	<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は 10,000～12,000V を標準とする。</p>	
膜厚で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		

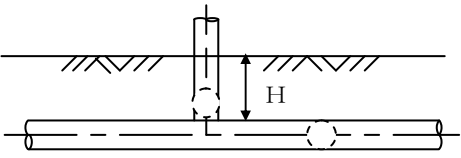
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	管水路 (埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。			
	ダクタイル鋳鉄管	管 種 J I S G5526(ダクタイル鋳鉄管) J D P A G1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管)			
	鋼管	J I S G3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部：直管) W S P A-101(農業用プラスチック被覆鋼管)			
	強化プラスチック管	J I S A5350(強化プラスチック複合管) F R P M K111 (強化プラスチック複合管内圧管 フライメントワイディング成形法) F R P M K211 (強化プラスチック複合管内圧管 遠心力成形法)			
	たわみ率				
	締	なし	⊕ 3%	⊕ 5%	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻時及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
	固	I	⊕ 3%	⊕ 5%	
	め	I 礫質土	⊕ 4%	⊕ 5%	
	程 度	II	⊕ 4%	⊕ 5%	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要								
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-5)	構造図に朱記、併記するもの										
			<p>管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。 ② その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする。 ③ ②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする(管天測点となる)。 ④ ①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。 <p>○ 測定器具例 (インナーゲージ)</p> <p>パイプ① アルミパイプ外径φ35mm厚み3mm パイプ② アルミパイプ外径φ28mm厚み3mm</p> <p>スケール取付け部 1mm単位スケール</p>									
各測定時期で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	<p>たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	<p>管径 900mm 以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。</p> <p>締固め程度は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締固めの程度</th> <th>仕上り程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>締固めなし</td> <td>締まった状態を指し示める膨軟状態ではない</td> </tr> <tr> <td>締固めⅠ</td> <td>締固め度の85%以上</td> </tr> <tr> <td>締固めⅡ</td> <td>締固め度の90%以上</td> </tr> </tbody> </table>	締固めの程度	仕上り程度	締固めなし	締まった状態を指し示める膨軟状態ではない	締固めⅠ	締固め度の85%以上	締固めⅡ	締固め度の90%以上
締固めの程度	仕上り程度											
締固めなし	締まった状態を指し示める膨軟状態ではない											
締固めⅠ	締固め度の85%以上											
締固めⅡ	締固め度の90%以上											

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	シールド工事 (一次覆工) コンクリート セグメント	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)、たわみ率につ いては施工延長おおむ ね 50mにつき 1 箇所の 割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに 1 箇所の割合で測 定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
	鋼製セグメント	中心線の ズレ(e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150	
	施工延長			⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	
	たわみ率	⊕ 3%	⊕ 5%		
シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	基準高(V)	⊕ 20 (⊕ 30)	⊕ 30 (⊕ 50)	基準高、中心線のズレ (直線部)については施 工延長おおむね 50mに つき 1 箇所の割合で測 定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに 1 箇所の割合で測 定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 ジョイント間隔につい ては 1 本毎に測定する。	
	中心線の ズレ(e)	⊕ 65	⊕ 100		
	ジョイント 間 隔 (Z)	別表イ、ウ及び別表エ 参照	別表イ、ウ及び別 表エ参照		
	施工延長				⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200
	たわみ率	⊕ 3%	⊕ 5%		施工延長おおむね 50m につき 1 箇所を測定す る。 上記未満は 2 箇所測定 する。 測定時期は、管据付時、 注入完了時とする。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>基準高 (V) は、V_1 を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)] \text{ 又は } [2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は完了時とする。
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>ジョイント間隔 測定位置</p>  <p>基準高 (V) は、V_1 を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)] \text{ 又は } [2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は完了時とする。 10 基準高 (V) の () は推進工事の場合。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
9 畑 か ん 施 設 工 事	スプリンクラー 埋設深(H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50	構造図の寸法標示箇所 を測定する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
埋設深で 20 点以上のもの	左記のも で 20 点未 満のもの	—		

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
10 橋 梁 工 事	コンクリート桁 〔ポストテンション桁〕	幅(B)	上幅 (B ₁) ⊕ 7 ⊖ 3 下幅 (B ₂ 、B ₃) ⊕ 3	⊕ 10 ⊖ 5 ⊕ 5	幅、高さについては桁の両端部、中央部の3箇所を全桁数測定する。桁長は各桁で、横方向の最大曲がりについてはプレストレッシング後に、全桁数測定する。
		高さ(H)	⊕ 7 ⊖ 3	⊕ 10 ⊖ 5	
		桁長(L)	⊕ 10	⊕ 15	
		横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 未満)		1.5L-6	
	横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 以上)		10		
鉄筋コンクリート床版工	基準高(V)	⊕ 15	⊕ 20	基準高は1径間当たり2箇所(支点付近)で測定する。 幅は1径間当たり3箇所測定する。 厚さは、おおむね10㎡に1箇所の割合で測定する。	
	幅(B)	⊕ 20	⊕ 30		
	厚さ(T)	⊕ 13 ⊖ 7	⊕ 20 ⊖ 10		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	幅、高さ、桁長、横方向の最大曲がり	<p>L : 桁長 (m)</p>	
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ		コンクリート橋に適用する。

工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
10 橋 梁 工 事	鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	高欄幅 (B)	⊕ 13	⊖ 20	1 径間当たり両端と中央部の両側を測定する。
		高欄高さ (H)	⊕ 20	⊖ 30	
		地覆幅 (B)	⊕ 13	⊖ 20	
		地覆高さ (H)	⊕ 13	⊖ 20	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	高欄幅、高欄高さ、地覆幅、地覆高さ		

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
II 橋 梁 下 部 工 事	橋台工			橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。	
	敷幅(B)	⊕ 30	⊖ 50		
	控壁の厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20		
	高さ(H)	⊕ 30	⊖ 50		
	中心線のズレ(e)	⊕ 30	⊕ 50		
	天端長(L ₁)	⊕ 30	⊖ 50		
	敷長(L ₂)	⊕ 30	⊖ 50		
	胸壁間距離(L ₃)	⊕ 20	⊕ 30		
橋台沓部	「1 共通工事の 100 精度を要するもの」の項に定めるところによる	同	左	同	左

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	敷幅、控壁の厚さ、高さ、中心線のズレ、天端長、敷長、胸壁間距離	<p>The diagrams illustrate the measurement standards for bridge piers. The upper diagram shows two piers with a top width of L_3, a height of H, and a base width of B. The lower diagram shows a pier with a top width of L_1, a base width of L_2, a height of H, and an offset e from the centerline C.</p>	2 スパン以上の場合の胸壁間距離は「20 及び 30 橋脚工」の橋脚中心間距離において管理する。
同 左	同 左	同 左	同 左	

工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
11 橋 梁 下 部 工 事	橋脚工 〔張出式 重力式 半重力式〕	基準高(V)	⊕ 15	⊕ 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
		天端長(λ_1)	⊕ 30	⊖ 50	
		敷長(λ_2)	⊕ 30	⊖ 50	
		天端幅(B_1)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		敷幅 (B_2)	⊕ 30	⊖ 50	
		高さ(H)	⊕ 30	⊖ 50	
		橋脚中心 間 距 離 (L)	⊕ 20	⊕ 30	
		中心線の ズレ(e)	⊕ 30	⊕ 50	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

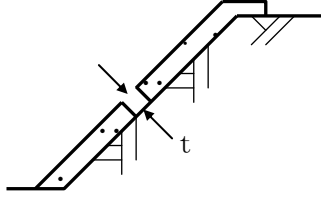
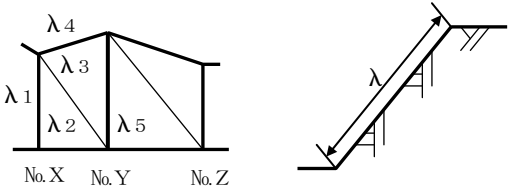
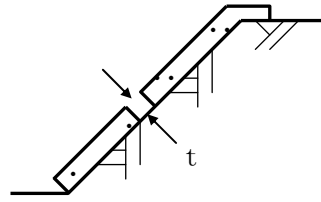
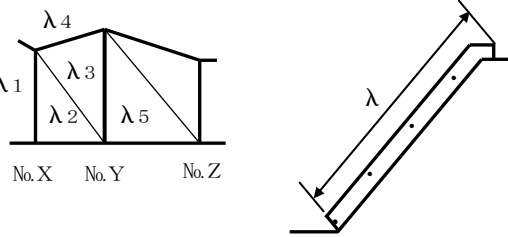
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
II 橋 梁 下 部 工 事	橋脚工 (ラーメン式)			橋軸方向の断面寸法は 中央及び両端部で測定 し、その他は構造図の寸 法表示箇所を測定する。
	基準高(V)	⊕ 15	⊕ 20	
	天 端 長 (λ)	⊕ 15	⊖ 20	
	天端幅 (B ₁)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
	中間幅(d)	⊕ 15	⊖ 20	
	基礎幅 (B ₂ 、b)	⊕ 30	⊖ 50	
	高さ(H)	⊕ 30	⊖ 50	
	厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
	橋脚中心 間 距 離 (L)	⊕ 20	⊕ 30	
中心線の ズレ(e)	⊕ 30	⊕ 50		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

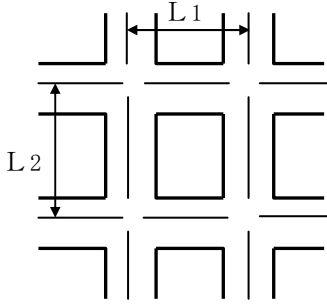
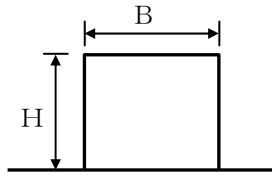
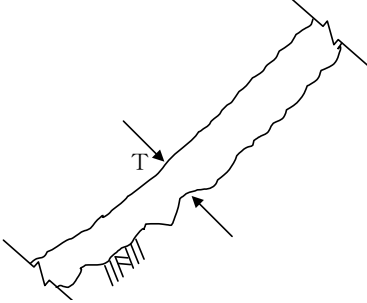
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	ラス張 植生マット 植生シート 繊維ネット 張芝 人工張芝	面積(A)	施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
	アンカー ピン数	アンカー ピン及び 止め釘	ラス張 $\phi 9 (D10) \times L = 200 \text{ mm}$ 1.5 本/m ² 以上 $\phi 16 (D16) \times L = 400 \text{ mm}$ 0.3 本/m ² 以上 植生マット、繊維ネット 肥料袋付 6 本/m ² 以上 肥料袋無 3 本/m ² 以上	ラス張は 200 m ² に 1 箇所 の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 植生マット及び繊維ネ ットは 500 m ² に 1 箇所 の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
	種子散布	面積(A)		施工面積 \geq 設計面積

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図及び測線長		λ_n : 測線をいう。
—	測定値を記入	—		(参考) 規格値に示す値は標準であることから、工法により標準本数が異なる場合は、別途監督職員と協議する。
—	—	展開図及び測線長		λ_n : 測線をいう。

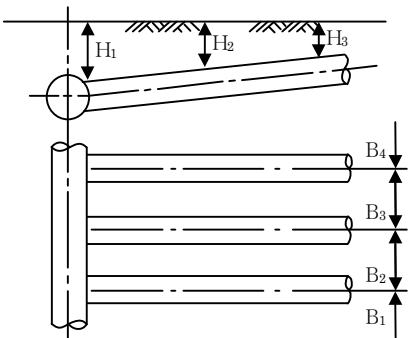
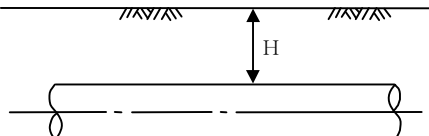
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	客土吹付	厚さ(T)	平均厚さ \geq 設計厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の 50%以上とする。	施工面積 500 m ² に 1 箇所 の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
		面積(A)	施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
	植生基材吹付	厚さ(T)	平均厚さ \geq 設計厚さ 測定値は 設計厚 5 cm未満 ⊖ 10% " 5 cm以上 ⊖ 20% ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の 50%以上とする。	施工面積 200 m ² に 1 箇所 の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
		面積(A)	施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。 3 設計吹付厚さ5 cm以上には適用しない。
—	—	展開図及び測線長		λ_n : 測線をいう。
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。
—	—	展開図及び測線長		λ_n : 測線をいう。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	吹付枠	梁延長	施工延長 \geq 設計延長	全施工延長について展開図により測定する。
		梁間隔 (L)	\pm L/10	施工面積 200 m ² に 1 箇所 の割合で測定する。
		梁断面(H) (B)	\ominus 20	施工面積 200 m ² に 1 箇所 の割合で測定する。
	コンクリート 吹付 モルタル吹付	吹付厚さ (T)	設計厚 5 cm 未満 \pm 7 " 5 cm 以上 \pm 15	\ominus 10 \ominus 20 (ただし、吹付面に凹凸 がある場合の最小吹付 厚は、設計厚の 50%以上 とし、平均厚は設計厚以上。)

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図に朱記、併記する		
間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	 <p>The diagram shows a 3x3 grid of measurement points. Each point is represented by a small square with a vertical line extending from its center. The horizontal distance between the centers of adjacent points is labeled L1, and the vertical distance is labeled L2.</p>	
断面で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	 <p>The diagram shows a single rectangular measurement area. The width of the rectangle is labeled B, and the height is labeled H.</p>	
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	 <p>The diagram shows a cross-section of a rock surface. A measurement line T is drawn across the surface, with arrows indicating the direction of measurement. The surface is irregular and jagged.</p>	施工端部、岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
13 暗 渠 排 水 工 事	吸水渠	布設深 (H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。
		間隔(B)	⊕ 500	⊕ 750	
		施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下⊖1,000	
	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	布設深 (H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
		施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下⊖1,000	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
布設深、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>The diagram illustrates a pipe installation with measurement points. At the top, a horizontal line represents the ground surface. Below it, a pipe is shown at an angle. Three vertical arrows labeled H_1, H_2, and H_3 indicate the vertical distance from the ground surface to the top of the pipe at different points. Below the pipe, four horizontal lines represent different depths, labeled B_1, B_2, B_3, and B_4 from bottom to top, with vertical arrows indicating the distance from the pipe to each depth level.</p>	
布設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>The diagram shows a pipe installation with a single measurement point. A horizontal line represents the ground surface. Below it, a pipe is shown horizontally. A vertical arrow labeled H indicates the vertical distance from the ground surface to the top of the pipe.</p>	

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準		
14 フ イ ル ダ ム 工 事	監査廊 (暗渠タイプ)	基準高(V)	± 20	± 30	1. 基準高、幅、厚さ、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 厚さはコンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑧の各点で測定する。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
		幅(B)	⊕ 25 ⊖ 15 ただし、 B ₂ 、B ₃ ⊖ 15	⊖ 25		
		厚さ(T)	⊖ 13	⊖ 20		
		高さ(H)	⊕ 25 ただし、 H ₂ ⊖ 25	⊖ 40		
		中心線のズレ(e)	直線部	⊕ 50		直線部 ⊕ 75
			曲線部	⊕ 100		曲線部 ⊕ 150
		スパン長	直線部	⊕ 13		直線部 ⊕ 20
曲線部	⊕ 20		曲線部 ⊕ 30			
施工延長			⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			
堤体盛土	ゾ ー ン 幅	遮水 ゾーン		λ ₁ ⊕ 500 ⊖ 0	ゾーン幅については施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。	
		フィルター ゾーン		λ ₂ ⊕ 500 ⊖ 0 有効幅Bは設計以上		
		トランジ ションゾーン		λ ₃ ⊕ 1,000 ⊖ 500		
		ロック ゾーン		λ ₄ ⊕ 1,000 ⊖ 0 有効幅Bは設計以上		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>The diagram shows a cross-section of a dam with a central crest. A vertical dashed line represents the centerline. Eight numbered points (1-8) are marked on the dam's profile. Dimensions include B_1 (width at crest), B_2 (width at base), B_3 (width at a specific height), H_1 and H_2 (heights from different levels), e (crest thickness), and V (a vertical distance from the crest to the base).</p>	
ゾーン幅で 20 点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	<p>The diagram shows a dam cross-section with zones labeled C, F, T, and R. The crest is marked with ζ. Distances from the centerline to various points are labeled λ_1, λ_2, λ_3, and λ_4. The dam is oriented with '上流' (upstream) on the left and '下流' (downstream) on the right.</p> <p>注) ゾーン区分 C : 遮水ゾーン F : フィルターゾーン T : トランジションゾーン R : ロックゾーン</p> <p>有効幅</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 堤体表面張立(張石)状態に適用する。 2 ゾーン幅とはダム中心線から設計境界線までの距離(λ)と各ゾーン単独有効幅(B)をいう。 3 管理基準値については別途定めるものとする。 4 各リフト毎の盛立高の管理基準値については別途定めるものとする。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
14 フ イ ル ダ ム 工 事	洪水吐			基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	
	幅(B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25	
	厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13 ただし、 T ₁ ~T ₉ ⊖ 13	⊖ 20	
	高さ(H)	⊕ 15	⊖ 25	
	中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
	スパン長	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—	<p style="text-align: center;">*斜線部はインバート</p>	インバートと側壁が一体構造の場合、測定箇所は別途定めるものとする。

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
15 頭 首 工 工 事	本体	基準高(V)	± 20	± 30	構造図の寸法表示箇所を測定する。
		幅(B)	天端幅等 ± 20	− 30	
			エプロン部 ± 40	− 60	
		厚さ(T)	± 30 − 20 導流壁、エプロン部等	− 30	
		高さ(H)	± 30 − 20 導流壁等	− 30	
	長さ(L)	± 100 − 65 導流壁、エプロン部	− 100		
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高(V)	± 100	± 150	基準高については施工面積 100 m ² につき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。
		面積(A)		− 0.2%	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ		
基準高で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
16 海 岸 河 川 工 事	捨石工 消波ブロック	基準高(V)	⊕ 200 捨石工は特別仕様書による	⊖ 300 捨石工は特別仕様書による	基準高、幅については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所割合で測定する。
		幅(B)	⊕ 200	⊖ 300	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅で20点以上のももの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの		

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
17 た め 池 改 修 工 事	堤体工			線的なものについては 施工延長おおむね 20m につき 1 箇所の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。	
	基準高(V)	± 65	± 100		
	堤幅(W)	天端幅、小段幅等 ⊖ 65 (鋼土 ⊕ 300、⊖ 0)	⊖ 100		
	法長(L)	⊖ 65	⊖ 100		
	施工延長		⊖ 200		
洪水吐工	基準高(V)	± 20	± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、 中心線のズレについては 施工延長 1 スパンに つき 1 箇所の割合で測 定する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 表示箇所を測定する。	
	幅(B)	± 20	± 30		
	厚さ(T)	± 13	± 20		
	高さ(H)	± 20	± 30		
	中心線の ズレ(e)	直線部	± 35		直線部 ± 50
		曲線部	± 65		曲線部 ± 100
	スパン長 (L)	直線部	± 13		直線部 ± 20
曲線部		± 20	曲線部 ± 30		
	施工延長 (又は長さ)		⊖ 150		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、堤幅、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの		<ol style="list-style-type: none"> 1 鋼土の幅は盛土高 1m 毎に管理する。 2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4 出来形図は横断面図面を利用して作成する。
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		スパン長の標準を 9 m とした場合。

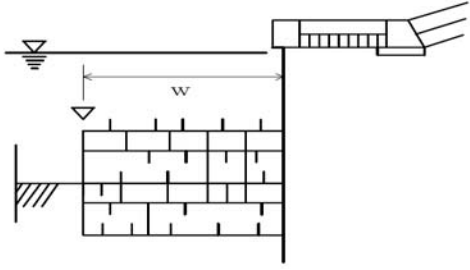
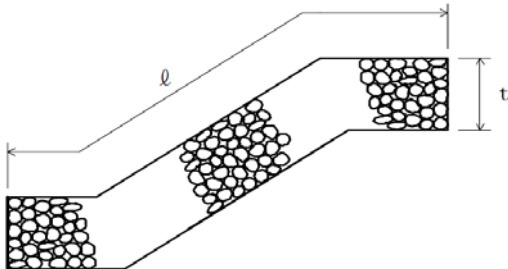
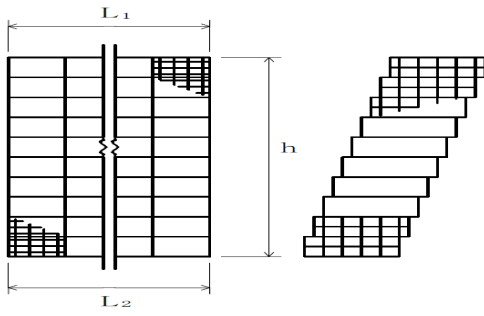
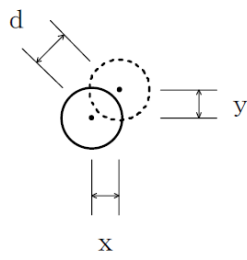
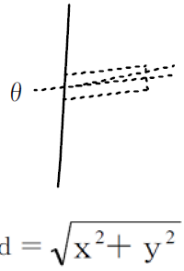
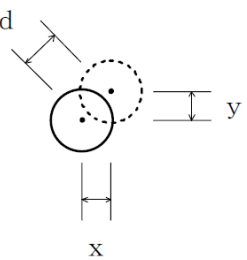
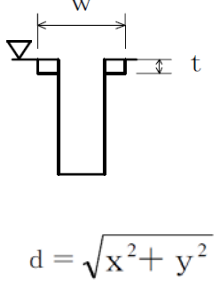
工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
17 ため池 改修 工事	樋管工 同上付帯構造 物(土砂吐ゲ ート等)	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、 中心線のズレについて は施工延長 10mにつき 1箇所割合で測定す る。 ジョイント間隔につい ては、1本毎に測定す る。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 表示箇所を測定する。
		幅(B)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		高さ(H)	⊕ 13	⊖ 20	
		中心線の ズレ(e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		施工延長		⊖ 150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、ジョイント間隔で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		<ol style="list-style-type: none"> 1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 コンクリート二次製品使用の場合である。 3 底樋がトンネルの場合は、土木工事施工管理基準 5 水路トンネル工事の 10 水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帯構造物は土木工事施工管理基準 1 共通工事の 90 コンクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。

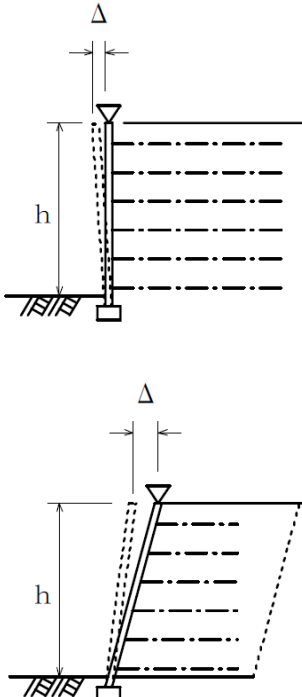
工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
18 地 す べ り 対 策 工 事	コンクリート 堰堤本体工	基準高▽	—	⊕ 30	図面の表示箇所 で測定。	
		天端部 w ₁ , w ₃ 堤幅 w ₂	—	⊖ 30		
		水通しの 幅 ℓ ₁ , ℓ ₂	—	⊕ 50		
		堤長 L ₁ , L ₂	—	⊖ 100		
	コンクリート 側壁工	基準高▽	—	⊕ 30	1. 図面の寸法表示箇所 を測定。 2. 上記以外の測定箇所 の標準は、天端幅・天 端高で各測点及びジョ イント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線 の水平延長、又は、測 点に直角な水平延長を 測定。	
		幅 w ₁ , w ₂	—	⊖ 30		
		長さL	—	⊖ 100		
	水叩工	基準高▽	—	⊕ 30	基準高、幅、延長は図 面に表示してある箇所 で測定。 厚さは目地及びその中 間点で測定。	
		幅 w	—	⊖ 100		
		厚さ t	—	⊖ 30		
		延長L	—	⊖ 100		
	根固めブロッ ク工	基 準 高 ▽	層積	—	⊕ 100	施工延長40m（測点間 隔25mの場合は50m） につき1箇所。延長40 m（又は50m）以下の ものは1施工箇所につ き2箇所。
			乱積	—	⊕ t/2	
		厚さ t	—	⊖ 20	幅、厚さは40個につき1 箇所測定。	
		幅 w ₁ w ₂	層積	—		⊖ 20
			乱積	—	⊖ t/2	
延 長 L ₁ L ₂		層積	—	⊖ 200	1施工箇所毎。	
		乱積	—	⊖ t/2		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	—		<p>Diagram of a stepped shaft with dimensions: L_1 (total length), l_1 (length of first step), l_2 (length of second step), L_2 (total length including tapers), w_1 (width of first step), w_2 (width of second step), and w_3 (width of taper).</p>	
—	—		<p>Diagram of a tapered shaft with dimensions: L (length), w_1 (width at top), and w_2 (width at bottom).</p>	
—	—		<p>Diagram of a shaft with a central section of length L and thickness t.</p>	
—	—		<p>Diagram of a grid-like structure with dimensions: L_1 (width), w_1 (width of one cell), w_2 (height of one cell), L_2 (total height), and t (thickness of the grid).</p>	

工 種	項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準	
18 地 す べ り 対 策 工 事	沈床工	基準高▽	—	⊕ 150	1組毎。
		幅 w	—	⊕ 300	
		延長L	—	⊖ 200	
	かご工 (じゃかご工)	法長 $\ell < 3\text{m}$	—	⊖ 50	施工延長40m（測点間 隔25mの場合は50m） につき1箇所。延長40 m（又は50m）以下の ものは1施工箇所につ き2箇所。
		法長 $\ell \geq 3\text{m}$	—	⊖ 100	
		厚さ t	—	⊖ 50	
	かご工 (ふとんかご工)	高さ h	—	⊖ 100	施工延長40m（測点間 隔25mの場合は50m） につき1箇所。延長40 m（又は50m）以下の ものは1施工箇所につ き2箇所。
		延長 L_1, L_2	—	⊖ 200	
	集排水ポー リング工	削孔深さ ℓ	—	設計値以上	全数。
		配置誤差 d	—	100	
		せん孔方 向 θ	—	⊕ 2.5 度	
	集水井工	基準高▽	—	⊕ 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面 の差を測定。
		偏心量 d	—	150	
		長さ L	—	⊖ 100	
		巻立て幅 w	—	⊖ 50	
巻立て厚 さ t		—	⊖ 30		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	—			
—	—			
—	—			
—	—		  $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
—	—		  $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	

工 種		項 目	(参 考) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測 定 基 準
19 補 強 土 壁 工 事	補強土壁工 (補強土[テールアルメ]壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	—	⊕ 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。
		高さ h < 3m	—	⊖ 50	
		高さ h ≥ 3m	—	⊖ 100	
		鉛直度 Δ	—	⊕ 0.03hかつ ⊕ 300以内	
		控え長さ	—	設計値以上	
		延長L	—	⊖ 200	1施工箇所毎。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
—	—		 <p>The diagrams illustrate measurement points for a vertical structure. The top diagram shows a vertical structure with a measurement point at height h and a horizontal distance Δ. The bottom diagram shows a tilted structure with a measurement point at height h and a horizontal distance Δ.</p>	

別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値

(単位：mm)

杭 径	木 杭		既製コンクリート杭	
	(参 考) 管理基準値	規 格 値	(参 考) 管理基準値	規 格 値
60	60	225		
90	90	225		
120	120	225		
150	150	225		
180	180	225		
210	210	225		
200			33	50
250			41	62
300			50	75
350			58	87
400			66	100
450			66	100
500			66	100
550			—	—
600			66	100
700			66	100
800			66	100
900				
1,000				
1,200				
1,500				
1,800				
2,000				
2,500				
3,000				

(單位：mm)

杭 徑	鋼 管 杭		場 所 打 杭	
	(參 考) 管理基準值	規 格 值	(參 考) 管理基準值	規 格 值
60				
90				
120				
150				
180				
210				
200				
250				
300				
350				
400	66	100		
450	66	100		
500	66	100		
550	66	100		
600	66	100		
700	66	100		
800	66	100	66	100
900	66	100	—	—
1,000	66	100	66	100
1,200			66	100
1,500			66	100
1,800			66	100
2,000			66	100
2,500			66	100
3,000			66	100

別表イ 管水路（コンクリート二次製品）のジョイント間隔管理基準値

(単位：mm)

J I S A 5372 R C 管					
呼び径(mm)	標準値	(参 考) 管 理 基 準 値		規 格 値	
				8 管 水 路 工 事 良 質 地 盤	8 管 水 路 工 事 軟 弱 地 盤
150	6	+2	- 6	+10	- 6
200	6	+2	- 6	+10	- 6
250	6	+2	- 6	+10	- 6
300	6	+2	- 6	+ 9	- 6
350	6	+2	- 6	+ 9	- 6
400	8	+2	- 8	+ 9	- 8
450	8	+2	- 8	+ 9	- 8
500	8	+2	- 8	+ 9	- 8
600	8	+3	- 8	+12	- 8
700	8	+3	- 8	+10	- 8
800	8	+3	- 8	+12	- 8
900	8	+3	- 8	+15	- 8
1,000	10	+4	-10	+18	-10
1,100	10	+4	-10	+19	-10
1,200	10	+4	-10	+21	-10
1,350	10	+4	-10	+23	-10
1,500	8	+4	- 8	+15	- 8
1,650	8	+4	- 8	+15	- 8
1,800	8	+4	- 8	+15	- 8
2,000	8	+4	- 8	+15	- 8
2,200	8	+4	- 8	+15	- 8
2,400	10	+4	-10	+15	-10
2,600	10	+4	-10	+15	-10
2,800	10	+4	-10	+15	-10
3,000	10	+4	-10	+15	-10

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
2. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 700 mm以下の測定は必要ない。
- なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。

(単位：mm)

J I S A 5303 R C管(スペーサー用ゴムを添付)							
呼び径(mm)	標準値	(参 考) 管 理 基 準 値		規 格 値			
				8管水路工事 良質地盤		8管水路工事 軟弱地盤	
150	—	—	—	—	—		
200	—	—	—	—	—		
250	—	—	—	—	—		
300	—	—	—	—	—		
350	—	—	—	—	—		
400	—	—	—	—	—		
450	—	—	—	—	—		
500	8	+ 2	- 3	+ 9	- 5	+ 3	- 5
600	8	+ 3	- 3	+12	- 5	+ 5	- 5
700	8	+ 3	- 3	+10	- 5	+ 4	- 5
800	8	+ 3	- 3	+12	- 5	+ 5	- 5
900	8	+ 3	- 3	+15	- 5	+ 7	- 5
1,000	10	+ 4	- 5	+18	- 7	+ 8	- 7
1,100	10	+ 4	- 5	+19	- 7	+ 9	- 7
1,200	10	+ 4	- 5	+21	- 7	+11	- 7
1,350	10	+ 4	- 5	+23	- 7	+12	- 7
1,500	—	—	—	—	—	—	—
1,650	—	—	—	—	—	—	—
1,800	—	—	—	—	—	—	—
2,000	—	—	—	—	—	—	—
2,200	—	—	—	—	—	—	—
2,400	—	—	—	—	—	—	—
2,600	—	—	—	—	—	—	—
2,800	—	—	—	—	—	—	—
3,000	—	—	—	—	—	—	—

別表ウ 管水路（ダクトイル鋳鉄管）ジョイント間隔管理基準値

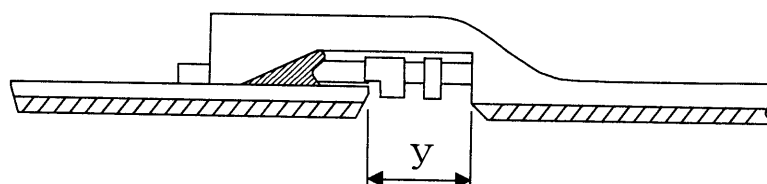
（単位：mm）

規 格	J D P A		J I S G 5526 及び J D P A G 1027	
	8 管水路工事 A形		8 管水路工事 K形	
呼び径 (mm)	(参 考) 管理基準値	規格値	(参 考) 管理基準値	規格値
75	+14 0	+19 0	+14 0	+19 0
100	+14 0	+19 0	+14 0	+19 0
150	+14 0	+19 0	+14 0	+19 0
200	+14 0	+19 0	+14 0	+19 0
250	+14 0	+19 0	+14 0	+19 0
300	+14 0	+19 0	+14 0	+19 0
350	+22 0	+31 0	+22 0	+31 0
400	—	—	+22 0	+31 0
450	—	—	+22 0	+31 0
500	—	—	+22 0	+31 0
600	—	—	+22 0	+31 0
700	—	—	+22 0	+31 0
800	—	—	+22 0	+31 0
900	—	—	+22 0	+31 0
1,000	—	—	+25 0	+36 0
1,100	—	—	+25 0	+36 0
1,200	—	—	+25 0	+36 0
1,350	—	—	+25 0	+36 0
1,500	—	—	+25 0	+36 0
1,600	—	—	+25 0	+40 0
1,650	—	—	+25 0	+45 0
1,800	—	—	+25 0	+45 0
2,000	—	—	+25 0	+50 0
2,100	—	—	+25 0	+55 0
2,200	—	—	+25 0	+55 0
2,400	—	—	+25 0	+60 0
2,600	—	—	+25 0	+70 0

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
 2. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 700 mm以下の測定は必要ない。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 4. ダクトイル鋳鉄管のうちU形管の標準値は次ページの図の y 寸法である。

(単位：mm)

規 格	JIS G 5526 及び JPA G 1029			JIS G 5526、JPA G 1027 及び JPA G 1209		
	8 管水路工事 U形			8 管水路工事 T形		
呼び径(mm)	標準値	(参 考) 管理基準値	規格値	(参 考) 管理基準値	規格値	
75	—	—	—	+11 0	+16 0	
100	—	—	—	+11 0	+16 0	
150	—	—	—	+11 0	+16 0	
200	—	—	—	+10 0	+14 0	
250	—	—	—	+10 0	+14 0	
300	—	—	—	+16 0	+24 0	
350	—	—	—	+16 0	+24 0	
400	—	—	—	+16 0	+24 0	
450	—	—	—	+16 0	+24 0	
500	—	—	—	+20 0	+30 0	
600	—	—	—	+20 0	+30 0	
700	105	+23 - 5	+35 - 5	+20 0	+30 0	
800	105	+23 - 5	+35 - 5	+20 0	+30 0	
900	105	+23 - 5	+35 - 5	+25 0	+40 0	
1,000	105	+23 - 5	+35 - 5	+25 0	+40 0	
1,100	105	+23 - 5	+35 - 5	+25 0	+40 0	
1,200	105	+23 - 5	+35 - 5	+25 0	+50 0	
1,350	105	+23 - 5	+35 - 5	+25 0	+50 0	
1,500	105	+23 - 5	+35 - 5	+25 0	+60 0	
1,600	115	+24 - 5	+36 - 5	+25 0	+70 0	
1,650	115	+24 - 5	+36 - 5	+25 0	+70 0	
1,800	115	+24 - 5	+36 - 5	+25 0	+80 0	
2,000	115	+24 - 5	+36 - 5	+25 0	+90 0	
2,100	115	+24 - 5	+36 - 5	—	—	
2,200	115	+24 - 5	+36 - 5	—	—	
2,400	115	+24 - 5	+36 - 5	—	—	
2,600	130	+24 - 5	+36 - 5	—	—	



別表エ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

（単位：mm）

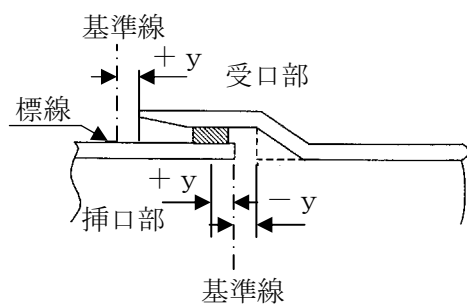
規 格	J I S A 5350				
	B 形 及 び T 形				
	呼び径 (mm)	標準値	(参 考) 管 理 基 準 値	規 格 値	
良 質 地 盤				軟 弱 地 盤	
200	0	+10 - 5(0)	+ 33 - 33(0)	+22 -22(0)	
250	0	+10 - 5(0)	+ 33 - 33(0)	+22 -22(0)	
300	0	+10 - 5(0)	+ 38 - 38(0)	+25 -25(0)	
350	0	+10 - 5(0)	+ 38 - 38(0)	+25 -25(0)	
400	0	+10 - 5(0)	+ 43 - 43(0)	+28 -28(0)	
450	0	+10 - 5(0)	+ 43 - 43(0)	+28 -28(0)	
500	0	+15 -10(0)	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)	
600	0	+15 -10(0)	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)	
700	0	+15 -10(0)	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)	
800	0	+15 -10(0)	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)	
900	0	+15 -10(0)	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)	
1,000	0	+20 -15(0)	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)	
1,100	0	+20 -15(0)	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)	
1,200	0	+20 -15(0)	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)	
1,350	0	+20 -15(0)	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)	
1,500	0	+20 -15(0)	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)	
1,650	0	+25 -20(0)	+ 80 - 77(0)	+53 -50(0)	
1,800	0	+25 -20(0)	+ 80 - 77(0)	+53 -50(0)	
2,000	0	+25 -20(0)	+ 95 - 92(0)	+63 -60(0)	
2,200	0	+25 -20(0)	+ 95 - 92(0)	+63 -60(0)	
2,400	0	+25 -20(0)	+113 -110(0)	+75 -72(0)	
2,600	0	+25 -20(0)	+113 -110(0)	+75 -72(0)	
2,800	0	+25 -20(0)	+128 -125(0)	+85 -82(0)	
3,000	0	+25 -20(0)	+128 -125(0)	+85 -82(0)	

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
2. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm以下 の場合は、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 700 mm以下 の測定は必要ない。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
4. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法 y である。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)、入り込み側を(-)とする。また、管理基準値等のうち()内数値は、点線で示した形状の管に適用する。
5. D形の場合は、受口側と挿口側を各々測定する。

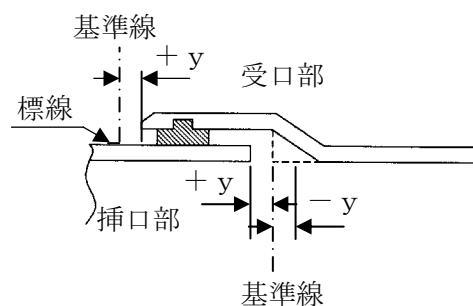
(単位：mm)

規格	J I S A 5350						
	C 形						
	呼び径 (mm)	標準値	(参考) 管理基準値		規格値		
良質地盤					軟弱地盤		
200	0	+10	0	+33	0	+22	0
250	0	+10	0	+33	0	+22	0
300	0	+10	0	+38	0	+25	0
350	0	+10	0	+38	0	+25	0
400	0	+10	0	+43	0	+28	0
450	0	+10	0	+43	0	+28	0
500	0	+15	0	+53	0	+35	0
600	0	+15	0	+53	0	+35	0
700	0	+15	0	+53	0	+35	0
800	0	+15	0	+53	0	+35	0
900	0	+15	0	+53	0	+35	0
1,000	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,100	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,200	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,350	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,500	0	+20	0	+53	0	+35	0
1,650	0	+25	0	+80	0	+53	0
1,800	0	+25	0	+80	0	+53	0
2,000	0	+25	0	+95	0	+63	0
2,200	0	+25	0	+95	0	+63	0
2,400	0	+25	0	+113	0	+75	0
2,600	—	—	—	—	—	—	—
2,800	—	—	—	—	—	—	—
3,000	—	—	—	—	—	—	—

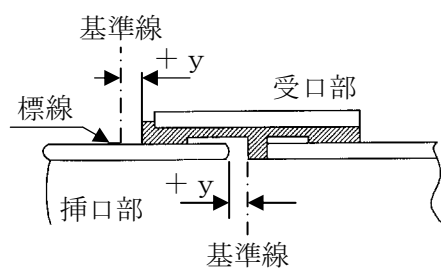
B形



T形



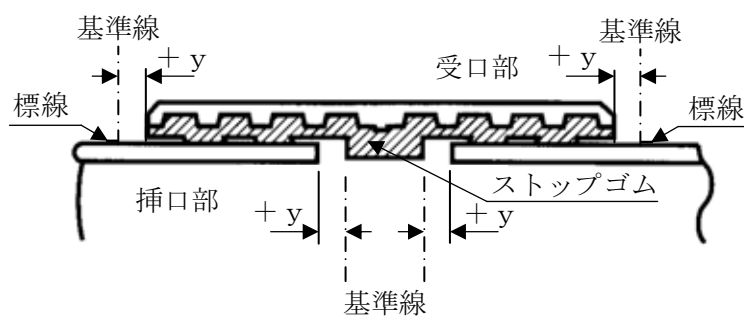
C形



(単位：mm)

規格	J I S A 5350						
	D 形						
呼び径 (mm)	標準値	(参考) 管理基準値		規格値			
				良質地盤		軟弱地盤	
200	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
250	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
300	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
350	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
400	0	+5	0	+35	-3	+25	-3
450	0	+5	0	+35	-3	+25	-3
500	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
600	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
700	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
800	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
900	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,000	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,100	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,200	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,350	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
1,500	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
1,650	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
1,800	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
2,000	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
2,200	0	+30	0	+50	-5	+40	-5
2,400	0	+30	0	+50	-5	+40	-5

D形



※ 管がストップゴムをつぶしている場合は(-)とする。なお、その場合受口側の値を0とする。

別表オ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準

(J I S Z 3050 A基準 準拠)

項 目	判 定 基 準
ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。
目違いによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ40mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長70mm以下を合格とする。
内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には14の溶落ちと同様に取り扱う。
融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。
溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長300mm当たり最大寸法の合計長さ12mm以下を合格とする。
細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ12mm以下を合格とする。
タングステン巻込み	タングステン巻込みは、J I S Z 3104 付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、J I S Z 3104 付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、J I S Z 3104 付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
中空ビード	中空ビードは、1個の長さ10mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ50mm以下で、長さ6mmを超えるものは、50mm以上離れていなければならない。
割れ	割れは、すべて不合格とする。
きずの集積	10から19までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長300mm当たり50mm以下を合格とする。ただし11に掲げるきずを除く。
アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはならない。
きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさと合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表カ 塗覆装の方式及びその厚さ

種 別	塗 覆 装 方 式	最小厚さ (mm)
直管 テーパ付き 直管 異形管	プラスチック被覆 「水道用プラスチック被覆鋼管 (W S P 047-92)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (W S P A-101-2005)」	2.0 mm以上
現場溶接部	「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (W S P 012-2006)」	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘着材：1.0 mm以上 ゴム系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘着材：0.8 mm以上 保護シート： 2.0 mm以上
<p>備考1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。 なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。 ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚 0.5mm 以上とする。</p> <p>2. 継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mm とする。</p>		